

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第12-99号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表</b>			<b>別表</b>		
	機 関	職		機 関	職
	(略)			(略)	
本庁以 外の機 関	地域振興局	局長 部長 所長 医 監 地域振興監 副部 長 副所長 センター長 (県民サービスセンター 長を除く。) 次長 農 林事務所長 維持管理 事務所長 分所長 農 林事務所次長 維持管 理事務所次長 総務課 長 庶務課長 総務福 祉課長 <u>企画調整課長</u> (庶務に関する事務を行 うものに限る。) 業務 課長(港湾事務所(新潟 地域振興局新潟港湾事 務所東港分所を除く。) 並びに村上、三条、魚 沼、十日町、柏崎、糸 魚川及び佐渡の各地 域振興局地域整備部に 置かれるものに限る。) 港湾空港 業務課長 総務係長(企 画振興部に置かれるも のに限る。)	本庁以 外の機 関	地域振興局	局長 部長 所長 医 監 地域振興監 副部 長 副所長 センター長 (県民サービスセンター 長を除く。) 次長 農 林事務所長 維持管理 事務所長 分所長 農 林事務所次長 維持管 理事務所次長 総務課 長 庶務課長 総務福 祉課長 業務課長(港湾 事務所(新潟地域振興 局新潟港湾事務所東 港分所を除く。)並び に村上、三条、魚沼、 十日町、柏崎、糸魚川 及び佐渡の各地域振 興局地域整備部に置 かれるものに限る。) 港湾空港業務課長 総務係長(企画振興部 に置かれるものに限 る。)
	(略)			(略)	
	計量検定所	所長		計量検定所	所長 <u>次長</u>
	(略)			(略)	
	職業能力開 発校	校長 副校長 総務課長		職業能力開 発校	校長 副校長 総務課長 <u>庶務課長 能力開発支 援課長(庶務に関する 事務を行うものに限 る。)</u>
	(略)			(略)	
備考	(略)		備考	(略)	

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。